

# 《 御野場病院デイサービスセンター 》

2025. 4. 1

## 通所介護及び第一号通所事業重要事項説明書

説明者

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 018-829-3410

受付時間 月曜日～土曜日（午前8時20分～午後5時20分）

生活相談員 越前屋 良太 鈴木 清伸 高田 紗希

### 1. 御野場病院デイサービスセンターの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所番号	570113662
サービスの種類	通所介護 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
所在地	秋田市御野場4丁目3-4
サービスを提供する地域	通常の事業の実施区域は秋田市とする

#### (2) 同事業所の職員体制

資格	人員
管理者	1名（生活相談員と兼務）
生活相談員	3名（うち2名は兼務）
看護師	3名（機能訓練指導員と兼務）
介護職員	14名（うち1名は生活相談員と兼務）
あんまマッサージ指圧師	1名

#### (3) 同事業所の設備の概要

デイルーム	140.24㎡	静養室	1室2床
機能訓練室	154.96㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽 4か所	厨房	1室
	特殊浴槽 1か所	送迎車	8台

#### (4) 通所介護事業内容

利用定員	34名
営業日時	月曜日～土曜日 午前9時20分～午後4時20分
休業日	日曜日 年末年始（12月30日～1月3日）

また、当事業所の事情により臨時休業日を設ける場合があります。その場合は事前に書面にてご連絡します。

## 2. サービスの概要

○午前9時20分から午後4時20分

### ① 送迎

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

### ② 健康管理

・体温・血圧・脈拍を測定し、看護師が体調チェックを行います。  
・利用時間内に身体的変化が起きた場合は、ご家族に連絡の上、適切な対応を行います。

### ③ 入浴

・お体の状況に応じて介助浴・特別浴を行います。男性を含めた介護スタッフで対応致します。

### ④ 機能訓練

・機能訓練指導員及び理学療法士、作業療法士の指示のもとで看護職・介護職がご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。  
・介護予防について、適切なプログラムを作成し、介護予防に努めます。

### ⑤ 食事

・当事業所では栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。  
・その他 お茶・コーヒーなどの飲み物とおやつを提供します。

### ⑥ 排泄介助

・ご利用者の排泄状況に応じて適切な排泄介助を行います。

### ⑦ レクリエーション・行事等の開催

・利用時間内を楽しく過ごしていただくため必要な教育娯楽設備を整えるとともに、外出やゲームなどのレクリエーション、季節に合わせた行事を行います。

### 3. 利用料金

(1) 基本料金・・・介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に基づき利用料は算定されます。  
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

要介護状態区分	7 時間以上 8 時間未満
介護度 1	6,580円/回
介護度 2	7,770円/回
介護度 3	9,000円/回
介護度 4	10,230円/回
介護度 5	11,480円/回
事業対象者、要支援 1	週 1 回程度利用で、17,980円/月 ※お休みがある場合、4,360円/回
要 支 援 2	週 2 回程度利用で、36,210円/月 ※お休みがある場合、または週 1 回程度利用で 4,470円/回

(2) 主な加算料金

要 介 護 度					
要 介 護 1 ～ 5			事業対象者、要支援 1～2		
加算の種類	内 容	利用料金	加算の種類	内 容	利用料金
		7h以上8h未満			7h以上8h未満
サービス提供体制強化加算 I	1日あたり	220円	サービス提供体制強化加算 I 1月あたり	要支援 1	880円
個別機能訓練 I (イ)	1回あたり	560円		要支援 2	1,760円
個別機能訓練 I (ロ)	1回あたり	760円	口腔機能向上加算 (I) 口腔機能向上加算 (II)	1月あたり 月 1 回実施	(I) 1,500円 (II) 1,600円
個別機能訓練 II	1月あたり	200円	科学的介護推進体制加算	1月あたり	400円
入浴介助加算 I 入浴介助加算 II	1回あたり	(I) 400円 (II) 550円			
口腔機能向上加 (I) 口腔機能向上加 (II)	1回あたり 月 2 回実施	(I) 1,500円 (II) 1,600円			
中重度者ケア体制加算	1日あたり	450円			
認知症加算	1日あたり	600円			
科学的介護推進体制加算	1月あたり	400円			

介護職員等処遇改善加算 (I)	1月あたり	合計利用料の 9.2%
-----------------	-------	-------------

【その他の費用】

食費 750 円 (飲み物代、おやつ代 50 円含む)	オムツ代 : デイパパンツ 207 円・尿とりパット 31 円
* その他日常生活において通常必要となるもの及びレクリエーションにかかる費用は実費負担となります。	

(3) 支払方法

- ・毎月の精算とし、10日までに前月分を請求いたします。請求月の25日までにお支払い下さい。
- ・お支払い後、領収書を発行します。
- ・お支払方法は (a) 現金集金 (b) 銀行振込 (c) 口座自動引き落としの中から選択できます。

#### 4. サービスの利用方法について

(1) サービスの利用開始

- ・お電話等での直接のお申込み、または居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）へご相談ください。お体具合などの状況を考慮し、ご利用いただけると当事業所が判断した場合、契約締結後にサービスの提供を開始いたします。
- ・ご利用にあたり介護保険者証・介護保険負担割合証のご提示が必要になります。

(2) 利用のキャンセル

- ・通所介護サービスをキャンセルする場合、ご連絡が困難な場合やその他やむを得ない場合を除いては前日までにご連絡下さい。(御野場病院デイサービスセンター 電話：018-829-3410)

(3) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合、終了1か月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- (a) ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- (b) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (c) ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事ができます。

- ・ご利用者やご家族などが、当事業所や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 5. 運営の方針について

- ・当事業所の従業者は、ご利用者が要介護状態等となった場合でも可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 緊急時と事故発生時の対応方法について

- ・サービス提供中に容態の変化等があった場合には事前の打ち合わせにより確認した、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡をします。
- ・サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及びご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を下記の通り講じます。
- ・ご利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責に帰すべからざる場合はこの限りではありません。

### (1) 事故発生時

#### ① ご利用者への対応

- ・ご利用者が事故により、身体に障害が発生している場合、御野場病院の医師の指示のもと治療・生命維持のため可能な限りの応急処置をとり、必要に応じて救急隊に連絡を取ります

#### ② ご利用者のご家族への連絡

- ・説明は責任者が行い、速やかに事実を伝えます。

#### ③ 事故状況の把握

- ・事故の正確な把握をし、概要をできるだけ迅速に事故報告書に記載します。報告書は簡潔かつ要件をまとめて記載し報告します。

#### ④ 関係機関への届け出、報告

- ・事故の程度、状況に応じて関係機関へ報告します。

#### (3) 解決に向けて

- ・事故原因等を調査し明確にしたうえで、適切な対応を図ります。

## 7. ご利用日の外来受診について

当事業所ご利用日は、急変時など特別な場合を除き、外来受診はできませんのでご了承ください。

## 8. サービス内容に関する苦情について

提供した通所介護サービスに対するご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、必要な措置を下記の通り講じます。

#### (1) 当事業所における苦情・相談担当及び苦情解決責任者

【職名】 管理者 越前屋 良太 電話 018-829-3410

#### (2) 苦情解決のための話し合い

苦情受付担当者及び苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

#### (3) 苦情解決の手段

苦情受付

○苦情受付担当者のご利用者からの苦情を随時受け付けます。

苦情受付担当者のご利用者からの受付に際し、苦情内容を書面に記載しその内容について苦情解決責任者に報告します。

苦情解決に向けて話し合い

○苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

苦情解決の結果の記録、報告

○苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

苦情解決責任者は、苦情申出人に対して一定期間後にその結果を報告します。



## 1 2.業務継続計画の策定

(1) 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- ① 当事業所は従業者に対し業務継続計画について説明・周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 当事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人正観会
代表者役職・氏名	理事長 皆河 崇志
所在地	秋田市御野場2丁目14番1号
電話番号	018-839-6141